

毎週火、金曜（日）発行（但休日）に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## ◇告示

昭和三十七年度水田経営合理化実験部落設置  
事業補助金交付要綱  
移入禁止区域の指定  
牛の結核病等の検査の実施

## 告示

鳥取県告示第五百十八号

昭和三十七年度水田経営合理化実験部落設置事業補助  
金交付要綱を次のように定める。

昭和三十七年九月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十七年度水田経営合理化実験部落  
設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第一条 水田経営合理化実験部落設置事業補助金の交付  
に關しては、鳥取県補助金等交付規則（昭和三十二年  
四月鳥取県規則第二十二号。以下「規則」という。）  
に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第二条 この要綱において「補助事業」とは、水田経営  
の合理化を図るため、市町村が行なう農業経営合理化  
対策事業で補助金の交付の対象となる事業をいう。

(補助率)

第三条 補助率は、次のとおりとする。

実験部落が水田経営合理化を推進するために要する経  
費の三分の一以内

(添付書類)

第四条 規則第五条第一号及び第二号は規定する事業計  
画書及び収支予算書は、それぞれ様式第一号及び第二  
号のとおりとする。

(申請事項の変更)

第五条 規則第十一条第一項に規定する申請は、次の事

項を記載した承認申請書でしなければならない。

一 申請事項変更の場合

イ 変更内容

ロ 変更理由

二 補助事業の中止又は廃止の場合

イ 中止（又は廃止）しなければならない理由

2 規則第十一条第一項ただし書の軽微な変更とは、次の各号に掲げる変更以外の変更とする。

一 経費配分の変更

イ 機械器具、資材購入費及び事務費の相互間におけるその一の経費の二〇パーセントをこえる流用

二 補助事業内容の変更

イ 実験部落の変更

ロ 購入する機械の種類又は数量の変更

（事業遂行の困難等の報告）

第六条 規則第十七条第二項に規定する報告は、次の事項を詳細に記載した報告書でなければならない。

一 補助事業遂行状況

二 補助事業が予定期間内に完了するに至らず、又は補助事業の遂行が困難となるに至つた経過及びその理由

理由

三 今後とるべき措置

（実績報告）

第七条 規則第十八条の規定による実績報告書は、様式第三号のとおりとする。

（提出書類）

第八条 規則及びこの要綱に基づく提出書類は、それぞれ二部ずつ所轄地方農林振興局長に提出するものとする。

附 則

この要綱は、昭和三十七年度分の補助金について適用する。

様式第1号

昭和37年度水田経営合理化実験部落設置事業計画書

1 事業の目的

2 事業の内容

(1) 水田経営合理化実験部落設置計画（又は実績）

イ 地域名

ロ 地域の範囲（市町村名）

ハ 地域の特徴（水田経営の特徴）

ニ 水田経営合理化実験部落名

ホ 主要農作物作付面積

ヘ 水稲、麦生産量

ト 総生産量

チ 平均反収

リ 経営改善の目標（又は実績）

(2) 水田経営合理化実験部落の行なう事業の内容

(3) 水田経営合理化対策事業実施計画（又は実績）

推進部署名	種類	名数	量	事業実施農家数	事業実施総面積	町	総事業経費	県の補助額
				戸	町		円	円

3 経費の配分

区	分	事業経費	事業費		負担費		区分	備考
			県	市	町	元負担金		
水田経営合理化実験部落設置事業費		円	円		円			
機械器具、資材購入費 (借料を含む)								
事務費								
計								

(注) 設計書を添付すること。

4 事業完了予定年月日 (又は事業完了年月日)

5 添付書類

市町村の補助金交付に関する規程又は要綱

様式第2号

昭和37年度水田経営合理化実験部落設置事業費収支予算書

収入の部

区	分	本年度予算額 (又は本年度補正額)	前年度予算額 (又は前年度補正額)	比増		備考
				減	備	
県	補助	円	円	円	円	
計						

支出の部

区	分	本年度予算額 (又は本年度補正額)	前年度予算額 (又は前年度補正額)	比増		備考
				減	備	
水田経営合理化実験部落設置事業補助金		円	円	円	円	
事業費補助金						
計						

様式第3号

昭和37年度水田経営合理化実験部落設置事業実績報告書

年 月 日

鳥取県知事

殿

市町村長 氏

名 園

昭和 年 月 日 第 号による交付決定通知に基づき、下記のとおり標記事業を実施したので、鳥取県補助金等交付規則第18条の規定により報告する。

記

添付書類

- 1 事業実績書
- 2 収支精算書

(注) 事業実績書にあつては様式第1号に、収支精算書にあつては、様式第2号に準ずるものとする。

鳥取県告示第五百十九号

牛の流行性感冒予防に関する規則(昭和二十六年八月鳥取県規則第五十二号)第一条の規定に基づき、牛。その死体又は牛の流行性感冒の病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域として、広島県御調郡久井町を指定する。

昭和三十七年九月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百二十号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛の結核病、ブルセラ病検査及び肝てつ検査並びに鶏ひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和

二十六年法律第六十六号)第六条の規定に基づき、牛及び鶏の所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十七年九月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 牛の結核病、ブルセラ病及び肝てつ症並びにひな白痢予防のため

二 実施の区域及び場所 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

結核病、ブルセラ病検査

牛。搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六ヶ月以内のもの及び分べん

前後一ヶ月以内のものを除く

肝てつ検査及び駆除

牛。ただし、生後三ヶ月以内のもの及び分べん前後一ヶ月以内のものを除く

ひな白痢検査

鶏。種鶏及び種鶏と同一構内で飼育する鶏

四 実施の期日 別表のとおり

一 実施の期日	二 次	三 次
九月二十五日	九月二十八日	
十月十二日	十月十五日	
十五日	十八日	
十六日	十九日	
二十二日	二十五日	
二十三日	二十六日	
二十四日	二十七日	
二十九日	十一月一日	

実施区域 実施場所

実施区域	実施場所
日野郡江府町江尾地区	江尾、久連家畜検診場
溝口町二部	福岡、藤屋
日野町黒坂	上菅、黒坂
根雨	根雨、船場
江府町江尾	吉原、大河原
溝口町溝口	大平原、溝口
日光	宮原、宇代
江府町米沢	大阪、富江
	御机、美用

五 注射、検査及び駆除の方法

結核病検査……ツベルクリン皮内注射

ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応及び国際法

肝てつ検査……皮内注射反応及び虫卵検査

肝てつ駆除……ピチノール製剤投与

ひな白痢検査……ひな白痢急速凝集反応

別表(一) 結核病及びブルセラ病検査

